

第3章 大規模建築物等の行為の制限 (法第8条第2項第3号)

1. 大規模建築物等の規制・誘導の考え方

良好な景観形成を進めるため、周辺の景観に大きな影響を及ぼすおそれがある大規模建築物等の建築行為を行う場合については、本章に定める景観形成基準（行為の制限）に基づき規制・誘導を図ります。

2. 届出の対象行為と手続フロー

1) 届出対象行為

景観条例に定める次の大規模建築物等は、法第16条第1項に基づく届出が必要です。

届出に係る規模	
建築物	1. 高さ10m（増築にあつては、増築後の高さ）を超えるもの。但し、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域では、15m（増築にあつては、増築後の高さ）を超えるもの 2. 延べ面積の合計が1,000㎡（増築にあつては、増築後の延べ面積）を超えるもの
工作物	高さが10m（増築にあつては、増築後の高さ）を超えるもの
届出にかかる行為	建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※重点地区における景観計画等を定めている地区を除く

※通常の管理行為や軽易な変更は除外する（p3-16参照）

※建築物…建築基準法第2条第1項に定めるもの。

※工作物…次に掲げるもの

- (1) 建築物に該当しない門、塀、垣、柵
- (2) 擁壁
- (3) 高架水槽、冷却塔、サイロ
- (4) 煙突、排気塔
- (5) 記念塔
- (6) 電波塔
- (7) 屋外タンク
- (8) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋
- (9) 建築物に該当しない車庫
- (10) 自動販売機 など

※ 詳細は景観条例・規則のとおり

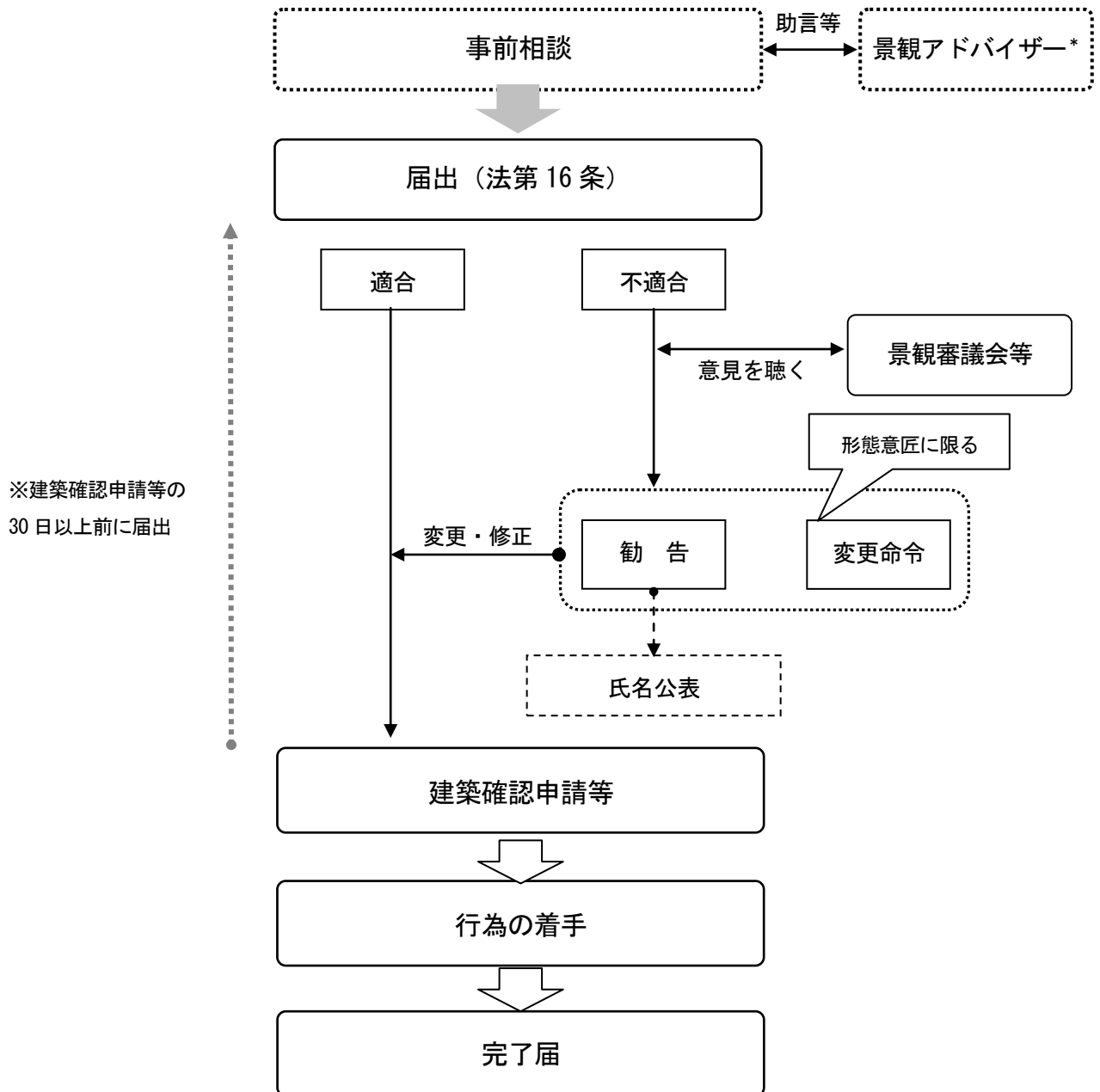
2) 特定届出対象行為

法第17条第1項に基づく特定届出対象行為は、景観条例に定める届出対象行為の全てとします。

3) 手続のフロー

届出対象行為は、建築確認申請等の30日以上前に、市長へ届出が必要です。また、景観形成基準（行為の制限）に適合しない場合は、市長は、必要に応じて勧告や変更命令を行います。

図 建築行為等の手続フロー



3. 景観形成基準（行為の制限）

景観形成基準は、第2章の構造別景観形成の方針並びにまち並み形成の方針を設計指針として定めます。

景観形成基準は、敷地や建築物全体の基準となる「共通基準」と、建築物の屋根や外壁等の部位を基本として、土地利用類型別に定めた「個別基準」の2つの基準で構成されています。

1) 共通基準

配慮指針	景観形成基準
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる	<p>○次に掲げるような地域の成り立ちや自然資源・景観資源の状況等を読みとり、施設計画に反映させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形や水辺、緑のまとまり等の自然的要素等との関係性 ・地域の歴史や成り立ちが醸し出す佇まいや趣、生活文化 ・前面道路の形状や通りからの見え方 ・前面道路の周辺住民の利用実態に応じた接道部の設え ・建物の規模や形態が構成する地域の空間的スケール感 ・地域で多く使用されている色彩や素材 <p>○土地利用類型別の景観形成の方針に適合するように努めること。</p>
敷地全体でまとまりが感じられる施設計画とする	<p>○建築物や広告物、門・塀、工作物、緑化などが一体的にデザインされ、敷地全体の均整が取れた施設計画とすること。</p> <p>○通りに対して、地域の景観特性にふさわしい外観とし、建築設備や屋外階段などが適切に配置され、又は修景されていること。</p>

2) 個別基準

■対象行為：建築物・工作物（擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等を除く）

■住居系市街地景観形成ゾーンの景観形成基準

配慮指針	景観形成基準
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	<p>自然資源を活かす、取り入れる</p> <p>○緑のネットワークを意識した敷地内緑化、建物緑化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園やオープンスペースに隣接する場合は、これらとの連続性を確保し、緑のネットワークを形成する。 ・隣接する敷地等が生け垣などで設え（しつらえ）られている場合は、その連続性を確保する。 <p>○水辺や公園などに対して、オープンスペースを確保するなど、自然資源と一体的な空間の創出に努める。</p> <p>○自然資源への見通しが確保された建築物の配置、規模、形態とする。</p>
	<p>景観資源を保全する、引き立てる</p> <p>○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化による修景を行う。 ・景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。 ・屋根や庇、外構の設え（しつらえ）などが協調されたデザインを取り入れる。 ・屋根や外壁の色彩は、色相や彩度などを協調する。
	<p>空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する</p> <p>○建築物の屋上設備や塔屋*は、屋根と一体となるよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバー*や緑化による修景などを行う。 <p>○建築物の屋根は勾配屋根とするなど、周辺の市街地や後背の山並みと調和した形状とする。</p>
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	<p>地区や通りの一体性や連続性に配慮する</p> <p>○次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・地域の景観特性に応じたスカイラインの形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 ・通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保
	<p>地区特性にあった色彩・素材とする</p> <p>○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用を努める。 ・外観の色彩は、次表のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地域環境を活かした夜間景観を形成する	<p>○周辺への光環境を考慮し、効果的な夜間景観の演出に努める。</p> <p>○住宅地や田園地域などの落ち着いた環境に配慮し、光の向きや光源の使用等に工夫を行う。</p> <p>○光源が露出した照明は使用しない。</p>
	街角の個性を演出する	<p>○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。
公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	ヒューマンなスケール感を大切にす	<p>○周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面に凹凸を付けたり、雁行（がんこう）*させたりする。 ・部材、色彩・素材などにより分節化を行う。 ・隣接地に対して、外壁を段階的にセットバックさせる。
	付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする	<p>○駐車場や駐輪場、ごみ置き場などの付属施設、外階段は、次のいずれかの基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物と一体的な意匠とするなど、目立たない工夫を施す。 ・通りから直接望見できる場合は、緑化などにより修景する。
	緑化によりうるおいを創出する	<p>○庭先や敷地内は、四季を感じさせる樹木や花木を植栽する。</p> <p>○接道部は生け垣とするなど、うるおいのある通り景観とする。</p> <p>○接道部に緑化に必要な擁壁等が生じる場合は、建築物の外壁や地域で多く利用されている仕上げと同等程度の素材などを使用する。</p>

【建築物の外壁】

色相	明度	彩度
10R(0YR)～5Y	8 以上の場合	4 以下
	8 未満の場合	6 以下
上記以外の有彩色	8 以上の場合	1 以下
	8 未満の場合	2 以下
無彩色		0 (使用可)

【建築物の屋根】

色相	明度	彩度
有彩色	6 以下	6 以下
無彩色		0 (使用可)

【工作物の外観】

色相	明度	彩度
有彩色	—	6 以下
無彩色		0 (使用可)

■商業系市街地景観形成ゾーンの景観形成基準

配慮指針	景観形成基準
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る</p>	<p>自然資源を活かす、取り入れる</p> <p>○施設の用途に応じて、緑のネットワークを意識した敷地内緑化、建物緑化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園やオープンスペースに隣接する場合は、これらとの連続性を確保し、緑のネットワークを形成する。 ・隣接する敷地等が生け垣などで設え（しつらえ）られている場合は、その連続性を確保する。 <p>○水辺や公園などに対して、オープンスペースを確保するなど、自然資源と一体的な空間の創出に努める。</p>
	<p>景観資源を保全する、引き立てる</p> <p>○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化による修景を行う。 ・景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。 ・屋根や庇、外構の設え（しつらえ）などが協調されたデザインを取り入れる。 ・屋根や外壁の色彩は、色相や彩度などを協調する。
	<p>空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する</p> <p>○建築物の屋上設備や塔屋は、屋根と一体となるよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りから直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバーや緑化による修景などを行う。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する</p>	<p>地区や通りの一体性や連続性に配慮する</p> <p>○次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・地域の景観特性に応じたスカイラインの形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 ・通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保 <p>○まち並みの連続性を形成するため、次の各点に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層部の階高や軒・庇の位置、開口の長さを協調する。 ・低層部の外壁面の位置を協調させる。基盤整備がなされた街区や前面道路が直線である場合は、特に意識する。 <p>○歩行者にとって魅力的な通り景観を形成するため、次の各点に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層部の開口部はショーウィンドウとするなど、明るく開放的な意匠とする。 ・施設の規模に応じて、歩道と一体的な空地を確保する。
	<p>地区特性にあった色彩・素材とする</p> <p>○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。 ・外観の色彩は、次表のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。
	<p>地域環境を活かした夜間景観を形成する</p> <p>○周辺への光環境を考慮し、効果的な夜間景観の演出に努める。</p> <p>○住宅地や田園地域などの落ち着いた環境に配慮し、光の向きや光源の使用等に工夫を行う。</p>

配慮指針		景観形成基準
公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する 街角の個性を演出する	○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。 ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。 ・ショーウィンドウなどにより賑わいを演出する。
	ヒューマンなスケール感を大切ににする	○周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。 ・壁面に凹凸を付けたり、雁行（がんこう）させたりする。 ・部材、色彩・素材などにより分節化を行う。 ・隣接地に対して、外壁を段階的にセットバックさせる。 ○高層の建築物とする場合は、次の各点に十分に配慮する。 ・低層部と中高層部で意匠に変化を付ける。 ・低層部の開口部は、周辺のまち並みのスケールと協調させる。
	付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする	○駐車場や駐輪場、ごみ置き場などの付属施設、外階段は、次のいずれかの基準に適合させる。 ・建築物と一体的な意匠とするなど、目立たない工夫を施す。 ・通りから直接望見できる場合は、緑化などにより修景する。
緑化によりうるおいを創出する	○庭先や店先には、四季を感じさせる樹木や花木などの植栽に努める。 ○施設の規模に応じて、空地やオープンスペースを確保するなど、歩行者の利便性の向上に努める。 ○敷地の後退部分は、前面の道路と段差を設けない。また、仕上げの素材や色彩は公共空間と協調させるなど、一体的な歩行者空間の形成に努める。	

【建築物の外壁】

色相	明度	彩度
10R(0YR)～5Y	8 以上の場合	4 以下
	8 未満の場合	6 以下
上記以外の有彩色	8 以上の場合	1 以下
	8 未満の場合	2 以下
無彩色		0 (使用可)

【建築物の屋根】

色相	明度	彩度
有彩色	6 以下	6 以下
無彩色		0 (使用可)

【工作物の外観】

色相	明度	彩度
有彩色	—	6 以下
無彩色		0 (使用可)

■工業系市街地景観形成ゾーンの景観形成基準

配慮指針	景観形成基準
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	自然資源を活かす、取り入れる ○緑のネットワークを意識した敷地内緑化、建物緑化を行う。 ・公園やオープンスペースに隣接する場合は、これらとの連続性を確保し、緑のネットワークを形成する。 ・隣接する敷地等が生け垣などで設え（しつらえ）られている場合は、その連続性を確保する。 ○水辺や公園などに対して、オープンスペースを確保するなど、自然資源と一体的な空間の創出に努める。
	景観資源を保全する、引き立てる ○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。 ・緑化による修景を行う。 ・景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。 ・屋根や庇、外構の設え（しつらえ）などが協調されたデザインを取り入れる。 ・屋根や外壁の色彩は、色相や彩度などを協調する。
	空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する ○建築物の屋上設備や塔屋は、屋根と一体となるよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。 ・通りから直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバーや緑化による修景などを行う。
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地区や通りの一体性や連続性に配慮する ○次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。 ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・地域の景観特性に応じたスカイラインの形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 ・通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保
	地区特性にあった色彩・素材とする ○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。 ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。 ・外観の色彩は、次表のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。
	地域環境を活かした夜間景観を形成する ○周辺への光環境を考慮し、効果的な夜間景観の演出に努める ○住宅地や田園地域などの落ち着いた環境に配慮し、光の向きや光源の使用等に工夫を行う
	街角の個性を演出する ○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。 ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。

配慮指針		景観形成基準
公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	ヒューマンなスケール感を大切にす	○周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・壁面に凹凸を付けたり、雁行（がんこう）させたりする。 ・部材、色彩・素材などにより分節化を行う。 ・隣接地に対して、外壁を段階的にセットバックさせる。
	付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする	○駐車場や駐輪場、ごみ置き場などの付属施設、外階段は、次のいずれかの基準に適合させる。 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物と一体的な意匠とするなど、目立たない工夫を施す。 ・通りから直接望見できる場合は、緑化などにより修景する。
	緑化によりうるおいを創出する	○施設の規模・用途に応じ、敷地内は、四季を感じさせる樹木や花木を植栽する。 ○エントランス周辺や前面道路側は、オープンスペースの確保や積極的な緑化に努める。 ○隣接して住宅地などがある場合は、緩衝となる緑化帯の確保に努める。

【建築物の外壁】

色相	明度	彩度
10R(0YR)～5Y	8 以上の場合	4 以下
	8 未満の場合	6 以下
上記以外の有彩色	8 以上の場合	1 以下
	8 未満の場合	2 以下
無彩色		0 (使用可)

【建築物の屋根】

色相	明度	彩度
有彩色	6 以下	6 以下
無彩色		0 (使用可)

【工作物の外観】

色相	明度	彩度
有彩色	—	6 以下
無彩色		0 (使用可)

■沿道系市街地景観形成ゾーンの景観形成基準

配慮指針	景観形成基準
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	自然資源を活かす、取り入れる ○緑のネットワークを意識した敷地内緑化、建物緑化を行う。 ・公園やオープンスペースに隣接する場合は、これらとの連続性を確保し、緑のネットワークを形成する。 ・隣接する敷地等が生け垣などで設え（しつらえ）られている場合は、その連続性を確保する。 ○水辺や公園などに対して、オープンスペースを確保するなど、自然資源と一体的な空間の創出に努める。
	景観資源を保全する、引き立てる ○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。 ・緑化による修景を行う。 ・景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。 ・屋根や庇、外構の設え（しつらえ）などが協調されたデザインを取り入れる。 ・屋根や外壁の色彩は、色相や彩度などを協調する。 ○富士山や市街地周辺の里山等へのビスタを確保するような建築物の配置や規模・形態を工夫する。
	空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する ○建築物の屋上設備や塔屋は、屋根と一体となるよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。 ・通りから直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバーや緑化による修景などを行う。 ○建築物の屋根は勾配屋根とするなど、周辺の市街地や後背の山並みと調和した形状とする。
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地区や通りの一体性や連続性に配慮する ○次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。 ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・地域の景観特性に応じたスカイラインの形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 ・通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保
	地区特性にあった色彩・素材とする ○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。 ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。 ・外観の色彩は、次表のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。
	地域環境を活かした夜間景観を形成する ○周辺への光環境を考慮し、効果的な夜間景観の演出に努める。 ○住宅地や田園地域などの落ち着いた環境に配慮し、光の向きや光源の使用等に工夫を行う。

配慮指針		景観形成基準
まち並みの連続性 や周辺地区との関 係に配慮する	街角の個性を 演出する	○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。 ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。
	公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	○周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。 ・壁面に凹凸を付けたり、雁行（がんこう）させたりする。 ・部材、色彩・素材などにより分節化を行う。 ・隣接地に対して、外壁を段階的にセットバックさせる。 ○駐車場や駐輪場、ごみ置き場などの付属施設、外階段は、次のいずれかの基準に適合させる。 ・建築物と一体的な意匠とするなど、目立たない工夫を施す。 ・通りから直接望見できる場合は、緑化などにより修景する。 ○庭先や敷地内は、四季を感じさせる樹木や花木を植栽する。 ○前面道路に駐車場がある場合は、その外周を低木や中木などで植栽する。 ○敷地の規模に応じて、シンボルとなるような高木を植栽する。
	付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする	
	緑化によりうるおいを創出する	

【建築物の外壁】

色相	明度	彩度
10R(0YR)～5Y	8 以上の場合	4 以下
	8 未満の場合	6 以下
上記以外の有彩色	8 以上の場合	1 以下
	8 未満の場合	2 以下
無彩色		0 (使用可)

【建築物の屋根】

色相	明度	彩度
有彩色	6 以下	6 以下
無彩色		0 (使用可)

【工作物の外観】

色相	明度	彩度
有彩色	—	6 以下
無彩色		0 (使用可)

■田園・緑地景観ゾーンの景観形成基準

配慮指針	景観形成基準
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	自然資源を活かす、取り入れる ○里山などの山並み、海辺、水辺等の自然資源に対して、開放感のある配置とする。 ○自然資源への見通しが確保された建築物の配置、規模、形態とする。
	景観資源を保全する、引き立てる ○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。 ・緑化による修景を行う。 ・景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。 ・屋根や庇、外構の設え（しつらえ）などが協調されたデザインを取り入れる。 ・屋根や外壁の色彩は、色相や彩度などを協調する。
	空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する ○建築物の屋上設備や塔屋は、屋根と一体となるよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。 ・通りから直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバーや緑化による修景などを行う。 ○建築物の屋根は勾配屋根とするなど、周辺の市街地や後背の山並みと調和した形状とする。
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地区や通りの一体性や連続性に配慮する ○次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。 ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・地域の景観特性に応じたスカイラインの形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 ・通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保 ○集落が持つスケール感を尊重し、低層を基調とする。 ○接道部では、自然素材の活用に努める。
	地区特性にあった色彩・素材とする ○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。 ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。 ・建築物及び工作物の外観の色彩は、次表のとおりとする。ただし、建築物若しくは工作物の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物若しくは工作物の見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。
	地域環境を活かした夜間景観を形成する ○周辺への光環境を考慮し、効果的な夜間景観の演出に努める ○住宅地や田園地域などの落ち着いた環境に配慮し、光の向きや光源の使用等に工夫を行う ○光源が露出した照明は使用しない。
	街角の個性を演出する ○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。 ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。

配慮指針	景観形成基準
公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	<p>ヒューマンなスケール感を大切にする</p> <p>○周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感を軽減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面に凹凸を付けたり、雁行（がんこう）させたりする。 ・部材、色彩・素材などにより分節化を行う。 ・隣接地に対して、外壁を段階的にセットバックさせる。
付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする	<p>○駐車場や駐輪場、ごみ置き場などの付属施設、外階段は、次のいずれかの基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物と一体的な意匠とするなど、目立たない工夫を施す。 ・通りから直接望見できる場合は、緑化などにより修景する。
緑化によりうるおいを創出する	<p>○庭先や敷地内は、四季を感じさせる樹木などを植栽する。</p> <p>○接道部は生け垣とするなど、うるおいのある通り景観とする。</p> <p>○接道部に緑化に必要な擁壁等が生じる場合は、建築物の外壁や地域で多く利用されている仕上げと同等程度の素材などを使用する。</p>

【建築物の外壁】

色相	明度	彩度
10R(0YR)～5Y	8 以上の場合	4 以下
	8 未満の場合	6 以下
上記以外の有彩色	8 以上の場合	1 以下
	8 未満の場合	2 以下
無彩色		0 (使用可)

【建築物の屋根】

色相	明度	彩度
有彩色	6 以下	6 以下
無彩色		0 (使用可)

【工作物の外観】

色相	明度	彩度
有彩色	—	6 以下
無彩色		0 (使用可)

■自然景観ゾーンの景観形成基準

配慮指針	景観形成基準
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る	自然資源を活かす、取り入れる ○里山などの山並み、海辺、水辺等の自然資源に対して、開放感のある配置とする。 ○自然資源への見通しが確保された建築物の配置、規模、形態とする。
	景観資源を保全する、引き立てる ○景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。 ・緑化による修景を行う。 ・景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。 ・屋根や庇、外構の設え（しつらえ）などが協調されたデザインを取り入れる。 ・屋根や外壁の色彩は、色相や彩度などを協調する。
	空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する ○建築物の屋上設備や塔屋は、屋根と一体となるよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。 ・通りから直接望見できない位置に配置する。 ・ルーバーや緑化による修景などを行う。 ○建築物の屋根は勾配屋根とするなど、周辺の市街地や後背の山並みと調和した形状とする。
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する	地区や通りの一体性や連続性に配慮する ○次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。 ・外壁面の意匠（開口部の形状等） ・地域の景観特性に応じたスカイラインの形成 ・道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール ・建築物の配置 ・通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保 ○集落が持つスケール感を尊重し、低層を基調とする。 ○接道部では、自然素材の活用に努める。
	地区特性にあった色彩・素材とする ○地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。 ・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。 ・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。 ・建築物及び工作物の外観の色彩は、次表のとおりとする。ただし、建築物若しくは工作物の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物若しくは工作物の見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。
	地域環境を活かした夜間景観を形成する ○周辺への光環境を考慮し、効果的な夜間景観の演出に努める。 ○住宅地や田園地域などの落ち着いた環境に配慮し、光の向きや光源の使用等に工夫を行う。 ○光源が点滅する照明は使用しない。
	街角の個性を演出する ○主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。 ・シンボルとなる樹木等を植栽する。 ・空地や広場を確保する。

配慮指針	景観形成基準
公共空間や通り景観と一体となった景観を形成する	<p>ヒューマンなスケール感を大切に</p> <p>○周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面に凹凸を付けたり、雁行（がんこう）させたりする。 ・部材、色彩・素材などにより分節化を行う。 ・隣接地に対して、外壁を段階的にセットバックさせる。
	<p>付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする</p> <p>○駐車場や駐輪場、ごみ置き場などの付属施設、外階段は、次のいずれかの基準に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物と一体的な意匠とするなど、目立たない工夫を施す。 ・通りから直接望見できる場合は、緑化などにより修景する。
	<p>緑化によりうるおいを創出する</p> <p>○庭先や敷地内は、四季を感じさせる樹木などを植栽する。</p> <p>○接道部は生け垣とするなど、うるおいのある通り景観とする。</p> <p>○接道部に緑化に必要な擁壁等が生じる場合は、建築物の外壁や地域で多く利用されている仕上げと同等程度の素材などを使用する。</p>

【建築物の外壁】

色相	明度	彩度
10R(0YR)～5Y	8 以上の場合	4 以下
	8 未満の場合	6 以下
上記以外の有彩色	8 以上の場合	1 以下
	8 未満の場合	2 以下
無彩色		0 (使用可)

【建築物の屋根】

色相	明度	彩度
有彩色	6 以下	6 以下
無彩色		0 (使用可)

【工作物の外観】

色相	明度	彩度
有彩色	—	6 以下
無彩色		0 (使用可)

■工作物（擁壁）の形態・意匠の制限

○無機質な仕上げとならないように、次に示すような工夫を行う。

- ・擁壁の前面に植栽を施す、又は緑化法面等を組み合わせる。
- ・自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。

■工作物（高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等）の形態・意匠の制限

○高架構造物や橋りょうの桁等は、量的なボリューム感を軽減させるとともに、沿道のまち並みの状況に応じた色彩を使用する。

○雨樋や配管、その他設備類が目立たないように工夫する。

■届出の除外（抜粋 法第16条第7項第1号の政令で定める行為）

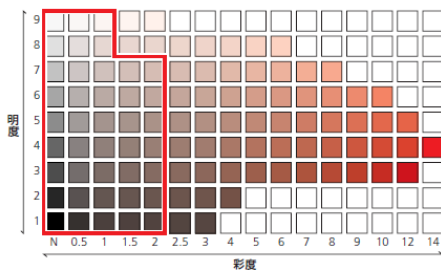
通常の管理行為や軽易な変更は、次に該当するものを指す。

- 一 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- 二 仮設の工作物の建設等

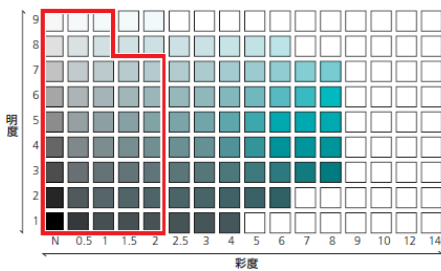
※その他、景観条例、規則のとおり

【建築物の外壁】

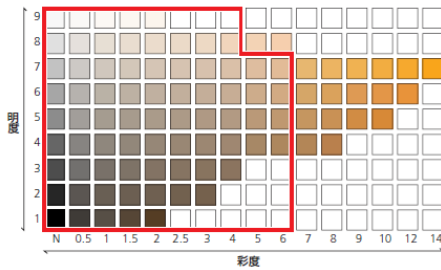
OR~9.9R (赤)系の色相



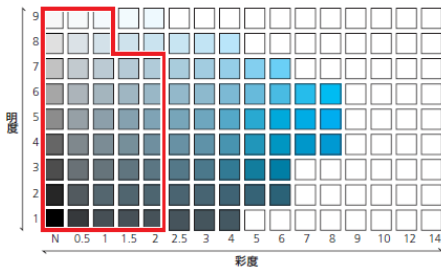
BG (青緑)系の色相



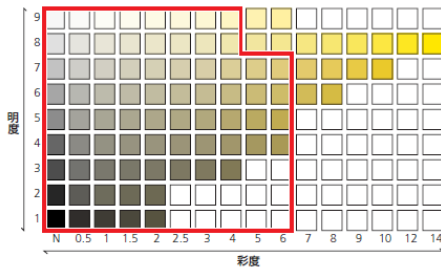
0YR~4.9YR (黄赤)系、2.6Y~5Y (黄)系の色相



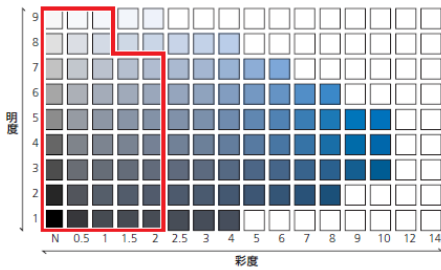
B (青)系の色相



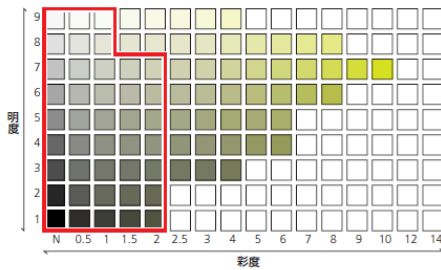
5YR (黄赤)~2.5Y (黄)系の色相



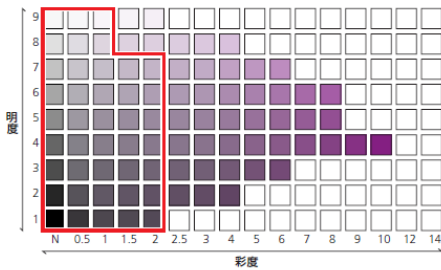
PB (青紫)系の色相



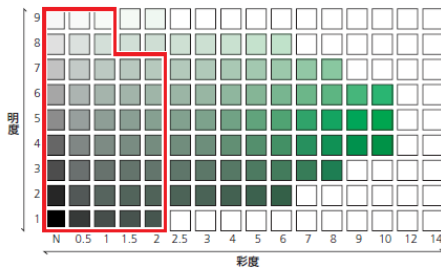
5.1Y~10Y (黄)・GY (黄緑)系の色相



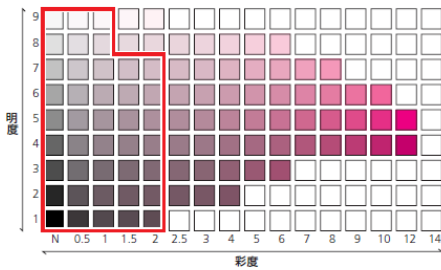
P (紫)系の色相



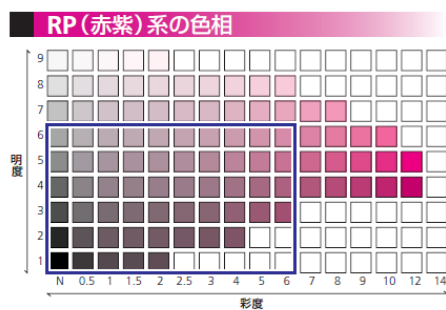
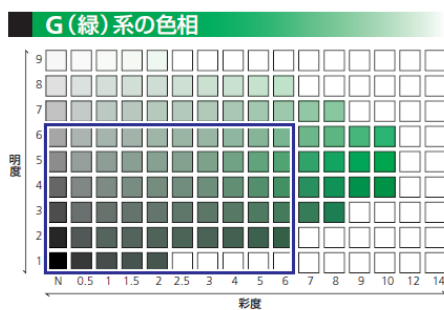
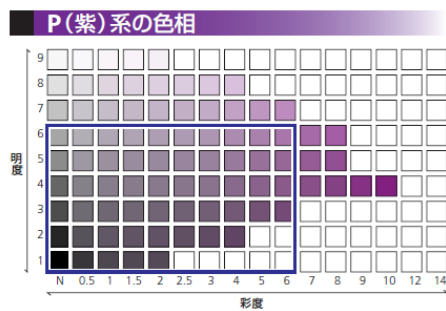
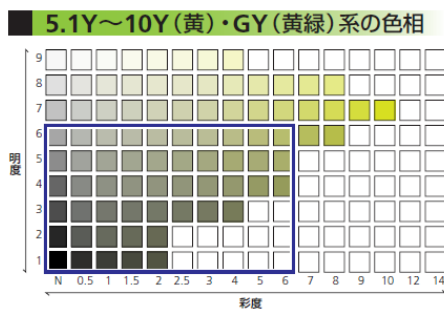
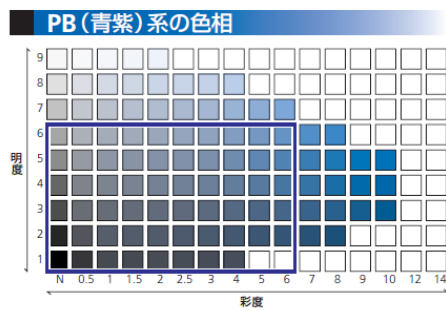
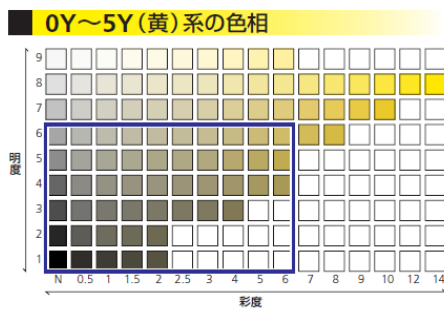
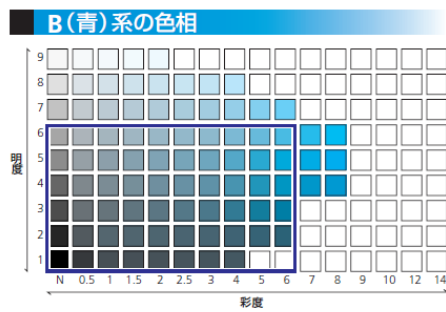
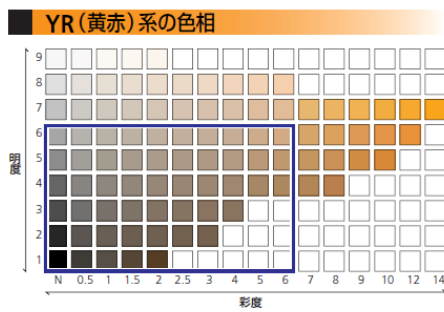
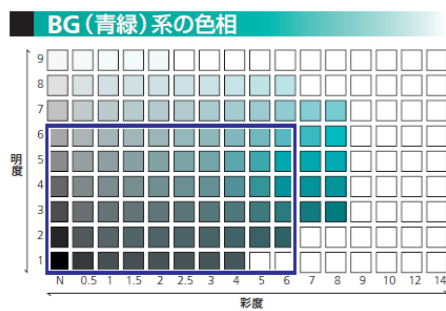
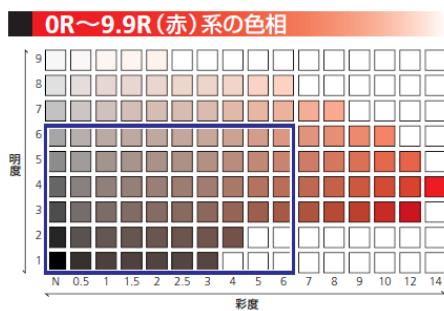
G (緑)系の色相



RP (赤紫)系の色相



【建築物の屋根】



【工作物の外観】

